

料 金 表

【居宅介護支援費】

① 費用総額（1月につき）

要介護度	居宅介護支援費 (Ⅰ) 取扱件数が 40件未満	居宅介護支援費 (Ⅱ) 取扱件数が 40件以上60未満	居宅介護支援費 (Ⅲ) 取扱件数が 60件以上
要介護1・2	10,860円	5,440円	3,260円
要介護3・4・5	14,110円	7,040円	4,220円

※高齢者虐待防止措置未実施減算 基本単位-1/100

※特定事業所集中減算…条件によって1月につき2,000円を減算する

② 初回加算…3,000円/月

・新規に居宅サービス計画を作成した場合要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。

③ 入院時情報連携加算 … (Ⅰ) 2,500円/月 入院後3日以内に情報提供した場合 (利用者1人につき1回を限度) … (Ⅱ) 2,000円/月 入院後7日以内に情報提供した場合

病院または診療所に入院する利用者につき、当該病院または診療所を訪問し、職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合。

④ 退院・退所加算… (Ⅰ) イ 4,500円/回 (Ⅱ) イ 6,000円/回 (Ⅲ) 9,000円/回 (Ⅰ) ロ 6,000円/回 (Ⅱ) ロ 7,500円/回

退院・退所時におけるケアプラン作成の手間を明確に評価するとともに医療機関との連携回数に応じた評価とする。加えて医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合上乘せて評価する。
(入院又は入所期間中につき1回を限度)

⑤ 小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算…3,000円/月

・居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する場合に利用者の必要な情報を提供した場合

⑥ 通院時情報連携加算…500/回 利用者の診察時に同席し医師等へ必要な情報提供し 医師等から指導助言を受けケアプランに記録した場合。

⑦ 緊急時等居宅カンファレンス加算…2,000円/回 (1月に2回を限度)

・病院又は診療所の求めにより、利用者の居宅において、医師又は看護師とカンファレンスを行い、サービスの利用に関する調整を行った場合。

⑧ ターミナルケアマネジメント加算…4,000円/月

・末期の悪性腫瘍と診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治医が判断した場合。

自己負担はなく無料です
(全額を介護保険で負担します)